

防犯カメラサービス 利用規約

2025年7月1日

防犯カメラサービス利用規約

目次

第 1 条 (規約の適用等)	3
第 2 条 (規約の変更等)	4
第 3 条 (申込継続条件・契約の単位)	4
第 4 条 (申込みの方法)	4
第 5 条 (申込みの不承諾)	4
第 6 条 (契約の成立)	5
第 7 条 (申込みのキャンセル等)	5
第 8 条 (設置場所の移転)	5
第 9 条 (契約者情報などの変更)	5
第 10 条 (契約者が行う解約)	6
第 11 条 (解除)	6
第 12 条 (本サービスの内容)	7
第 13 条 (サービスの変更)	7
第 14 条 (利用の一時中断等)	7
第 15 条 (料金の適用)	7
第 16 条 (利用料等の支払い義務)	8
第 17 条 (工事に関する費用の支払い義務)	8
第 18 条 (機器に関する費用の支払い義務)	8
第 19 条 (その他の費用負担)	8
第 20 条 (割増金)	8
第 21 条 (延滞処理)	8
第 22 条 (設備の提供・移転・撤去、設置及び費用負担等)	9
第 23 条 (設置場所の変更)	9
第 24 条 (設備の設置場所の無償使用等)	9
第 25 条 (機器等の貸与)	9
第 26 条 (故障に伴う費用負担)	10
第 27 条 (当社・契約者の維持責任)	10
第 28 条 (調査・保安に対する契約者の協力)	10
第 29 条 (サポート)	10
第 30 条 (付属品および映像データの管理責任)	10
第 31 条 (責任の制限)	11
第 32 条 (免責事項)	11
第 33 条 (譲渡の禁止)	12
第 34 条 (工事請求の不承諾)	12
第 35 条 (禁止事項)	12
第 36 条 (違反行為への対応)	13

第 37 条 (通知、情報の配信等)	13
第 38 条 (個人情報の取り扱い)	13
第 39 条 (規約の存続)	14
第 40 条 (債権の譲渡)	14
第 41 条 (譲渡禁止)	14
第 42 条 (合意管轄裁判所)	15
第 43 条 (準拠法)	15
料金表 I	15

第 1 条 (規約の適用等)

1. 豊島ケーブルネットワーク株式会社 (以下「当社」といいます。) は、以下の利用規約 (以下「本規約」といいます。) に従って、申し込みを行ったお客様 (以下、「契約者」といいます。) に対して屋外用ネットワークカメラ・付属品・ホーム防犯カメラアプリで構成される「防犯カメラサービス」 (以下「本サービス」といいます。) を提供します。本サービスは、JCOM株式会社 (以下「JCOM」といいます。) が運営する防犯カメラサービスを利用しています。本サービスを利用されるお客様は、本規約に従って、本サービスを利用いただきます。予め本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。
2. 本規約の他、当社が定める各種の規約、当社がその都度別途ご案内する注意事項、追加規定等 (以下併せて「個別規約」といいます。) も、名目のいかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規約が異なる場合には、個別規約の定めが優先されるものとします。
3. 本サービスを利用するためには、JCOMが提供する「パーソナルID」 (以下「パーソナルID」といいます。) およびパスワードが必要となります。契約者および契約者の許諾を受けてご家族様用のパーソナルID (以下、「家族用ID」といいます。) を付与された者 (以下契約者と併せて「利用者」といいます。) は、本規約の他にJCOMが定める「パーソナルID利用規約」 (以下「パーソナルID利用規約」といいます。) に同意の上、本サービスを利用するものとします。
4. 本サービスを利用するためには、当社が別途指定するスマートフォン等 (以下併せて「スマートフォン等」といいます。) に、JCOMが提供する本サービス専用のアプリケーション (以下「ホーム防犯カメラアプリ」といいます。) をインストールすることが必要です。利用者は、JCOMが定める「ホーム防犯カメラアプリ利用規約」および「ホーム防犯カメラアプリに関するアプリケーション・プライバシーポリシー」 (以下「アプリプラポリ」といいます。) に同意の上、本サービスを利用するものとします。
5. 本サービスご利用の際、契約者は、JCOMが提供する専用サイトを通じて家族用IDを発行し利用することができますが、家族用IDのご利用に伴う責任は契約者にあります。
また、家族用IDの発行・登録には家族用IDをご利用される方のお名前・生年月日・性別・携帯電話番号・メールアドレスなどをご登録いただく必要があります。

防犯カメラサービス利用規約

家族用ID発行時に登録された情報を弊社がお預かりする事はありませんが、システムを提供しているJCOMにおいてはその限りではありません。そのためJCOMの定めるプライバシーポリシー等に準じて取り扱われることに同意いただきます。

詳しくは「ホーム防犯カメラアプリ利用規約」「パーソナルID利用規約」「アプリプラポリ」をご確認ください。

第 2 条（規約の変更等）

1. 当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
3. 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第 3 条（申込継続条件・契約の単位）

当社の対象サービス（「テレビサービス（接続プランを除く）」「インターネットサービス」「固定電話サービス」）のいずれかの契約があること。本サービス利用契約は、1世帯につき1契約とし、ご契約台数は1契約あたり3台までとします。

第 4 条（申込みの方法）

1. 本サービス利用契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予め本規約を承認し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。
2. 前項の場合において、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合および当社が特に認める場合は、この限りではありません。

第 5 条（申込みの不承諾）

当社は、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 屋外用ネットワークカメラ及び付属品（以下「屋外カメラ」といいます。）の設置等、及び本サービスの提供が技術的な理由等により困難な場合
- (2) 契約者が本サービスの料金その他当社に対する債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 契約者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備（書面等での名義、捺印等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合
- (4) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

防犯カメラサービス利用規約

- (5) 当社の業務遂行上支障がある場合
- (6) その他当社が不適当と判断した場合

第 6 条 (契約の成立)

1. 本契約は、第 4 条 (申込みの方法) の手続に基づいて契約者が申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立します。
2. 本サービスの利用開始日は、原則として屋外カメラの設置工事が完了した日とします。
3. 当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を当社が指定する業務委託先に委託することがあります。

第 7 条 (申込みのキャンセル等)

1. 契約者が、本契約を訪問販売その他クーリングオフの適用がある取引形態で締結した場合、契約者は、特商法第 4 条に定められる法定書面を受領した日から 8 日を経過するまでの間、文書により本サービスの利用契約の申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
2. 第 1 項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第 1 項の規定に基づき、契約者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、契約者は屋外カメラを直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。
但し、屋外カメラに挿入されている記録媒体 (以下、「SD カード」といいます。) は除きます。
4. 前項の規定により端末が当社へ返却されない場合、契約者は料金表 I の 3 に定める金額を支払う責任を負うものとします。
5. 第 1 項の規定による申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った料金等の還付を請求することができます。

第 8 条 (設置場所の移転)

1. 契約者は、契約者の負担により、同一の敷地内又は同一の建物内における、屋外カメラの移転を請求できます。
2. 屋外カメラの移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
3. 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 5 条 (申込みの不承諾) の規定に準じて取り扱います。
4. 第 1 項の変更に必要な工事は、第 22 条 (設備の提供・移転・撤去、設置及び費用負担等) に基づき当社又は当社が指定する業者が行います。
5. 第 1 項の変更に必要な工事にかかる費用については、第 16 条 (利用料等の支払い義務) の規定に準じて取り扱います。

第 9 条 (契約者情報などの変更)

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他申込事項に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第 10 条（契約者が行う解約）

1. 契約者は契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により通知していただきます。
2. 契約者は解約の場合、第 16 条（利用料等の支払い義務）の規定による月額利用料金を含む全ての料金（解約月の月額利用料金も含む）を当該解約の日の属する翌月までに精算するものとします。
3. 解約の場合、当社は本サービスの提供を停止し、屋外カメラ等を撤去し、契約者は、別で定める工事費を負担します。ただし、撤去にともない利用者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、利用者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
4. 契約者は本条に定める解約、および第 11 条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに屋外カメラ等を当社に返却するものとします。（但し、屋外カメラに挿入されている SD カードは除きます。）なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表 I の 3 に定める損害金を請求します。

第 11 条（解除）

1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手続を要することなく、本サービスの契約を解除することができるものとします。なお、解約の場合は、第 10 条（契約者が行う解約）の規定に準じて取り扱います。
 - (1) 利用申込にかかる申告内容その他当社に提供された契約者の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれが判明した場合
 - (2) 利用者が、本規約の定めに違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合
 - (3) 利用者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
 - (4) 利用料金の請求に必要な手続として別途当社が指定する手続の完了が見込めないと当社において判断する場合
 - (5) 利用者が、反社会的勢力であることが判明した場合
 - (6) 契約者の所在が不明になりまたは当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となったとき
 - (7) 利用料等その他の債務について、支払を 3 ヶ月以上遅延したとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であっても、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます）
 - (8) 当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
 - (9) その他、利用者として不適切と当社において判断した場合
2. 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社、JCOM または JCOM の提携事業者の施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。

防犯カメラサービス利用規約

第 12 条 (本サービスの内容)

1. 当社は、契約者に対し、以下のサービスを提供します。
 - (1) JCOM が所有し、当社が借り受けた屋外カメラを貸し出すサービス
 - (2) 別途指定するスマートフォン等に JCOM が提供するホーム防犯カメラアプリをインストールした利用者に対し、ホーム防犯カメラアプリを介して屋外カメラの操作等が可能となる旨を案内するサービス
2. 第 1 項 第 1 号のサービスでは、1 つの本サービス利用契約ごとに、屋外カメラを最大 3 台まで貸し出しを受けることができます。
3. 本サービスの利用者による行為は、契約者によるものとみなします。そのため、契約者は、利用者に対し、本規約の他個別規約等を周知し、契約者と同等の義務を負わせるものとします。
4. 当社および JCOM は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社および JCOM は、本サービス内容の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 (サービスの変更)

1. 契約者は、当社が提供する本サービスの変更を申込みことができます。
2. 本サービスの変更の場合には、第 6 条 (契約の成立) の規定に準じて取り扱います。
3. 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費等を支払っていただきます。
4. 当社は、支払遅延等契約者の責めに帰すべき事由がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

第 14 条 (利用の一時中断等)

当社および JCOM は、次のいずれかに該当する場合には、契約者の同意を得ることなく、本サービスの全部または一部の利用を一時中断または一時停止することができます。

- (1) 本サービスを提供するために必要な工事または保守等をする必要がある場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責に帰すことができない事由に起因して本サービスの提供が不能または困難になった場合
- (3) 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になった場合
- (4) 本サービスを提供するための通信の輻輳または回線の障害等が生じた場合

第 15 条 (料金の適用)

1. 当社が提供する本サービスの料金は、利用料、及び工事に関する費用とし、料金表 I に定めるところによります。
2. 料金の支払方法は、当社のその他サービス利用料と合わせて、毎月 23 日 (金融機関休日の場合は翌営業日) の口座振替となります。クレジットカードの振替日はクレジットカード会社の規定に準じます。

第 16 条（利用料等の支払い義務）

1. 契約者は、料金表 I に定める料金を支払うものとします。
2. 本サービスの月額利用料金について、屋外カメラを設置した日の属する月の翌月から月額利用料金満額を請求し、解除もしくは解約の場合は、解除もしくは解約した日の属する月までの月額料金満額を請求します。
3. 当社は、本規約等で別段の定めがある場合を除き、受領した月額利用料の返還は行いません。

第 17 条（工事に関する費用の支払い義務）

1. 契約者は、本規約に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、別に定める工事費等の支払を要します。ただし、着手前のキャンセル又は第 7 条（申込のキャンセル等）の適用（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2. 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 18 条（機器に関する費用の支払い義務）

利用者が、故意または過失により当社から貸与している屋外カメラを故障、破損させた場合は、料金表 I の 3 に定める損害金を、また、紛失および修理不能による場合は、第 10 条（契約者が行う解約）4 項で規定する未返却時の損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第 19 条（その他の費用負担）

1. 利用者は、別途本サービスの利用のため、スマートフォン等およびインターネット接続環境および無線 LAN 接続環境を用意するものとします。なお、本サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は契約者が負担するものとします。
2. 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとします。なお、前項の環境を満たさない場合、当社および JCOM は一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（割増金）

契約者は、料金の支払を不正な方法により免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 21 条（延滞処理）

契約者は、料金その他の債務（遅滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た

防犯カメラサービス利用規約

額を遅滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 22 条（設備の提供・移転・撤去、設置及び費用負担等）

1. 当社が本規約に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社の指定する業者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとし、ます。
2. 利用者は、使用上の注意事項を厳守して屋外カメラを維持管理するものとし、ます。なお、故意または過失により当社から貸与している屋外カメラを故障、破損させた場合は、料金表 I の 3 に定める損害金を、また、紛失および修理不能による場合は、第 10 条（契約者が行う解約）4 項で規定する未返却時の損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとし、ます。
3. 契約者は、他に利用者がある場合、利用者に対し同様の使用上の注意事項の厳守を周知し遵守させ、維持管理に努めさせるものとし、ます。なお、利用者がこれに反したときは契約者が責めを負うものとし、ます。

第 23 条（設置場所の変更）

1. 契約者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとし、ます。
 - (1) 変更先が、同一敷地内であり、技術的に可能な場合
 - (2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
2. 契約者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとし、ます。ただし、変更の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとし、ます。
3. 契約者は、第 22 条（設備の提供・移転・撤去、設置及び費用負担等）の規定にかかわらず設置場所変更にあつては全ての費用を負担するものとし、ます。

第 24 条（設備の設置場所の無償使用等）

1. 契約者は、当社または当社の指定する業者が当社設備の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとし、ます。
2. 契約者は、設備の設置について、地主、家主その他利害関係者があつたときには予め必要な承諾を得ておくものとし、ます。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもつて解決するものとし、ます。
3. 当社が契約者に対し当社が設置した当社の設備の運用にかかる電気等の使用料金は契約者が負担するものとし、ます。

第 25 条（機器等の貸与）

1. 当社は、契約者に第 12 条（本サービスの内容）2 項の規定に基づき屋外カメラを貸与し、ます。
2. 利用者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとし、ます。
3. 利用者が、故意または過失により当社から貸与している屋外カメラを故障、破損させた場合は、料金表 I の 3 に定める損害金を、また、紛失および修理不能による場合は、第 10 条（契約者が行う

防犯カメラサービス利用規約

解約) 4項で規定する未返却時の損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

4. 利用者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
5. 当社が本規約に基づいて貸与する屋外カメラ等、および設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

第 26 条 (故障に伴う費用負担)

当社は、利用者から当社が提供する本サービスに異常がある旨の申し出があった場合には、必要に応じて調査し措置を講ずる場合があります。異常の原因が利用者による場合は、契約者は、料金表 I の 3 に定める損害金を負担するものとします。

第 27 条 (当社・契約者の維持責任)

1. 当社または JCOM の維持管理責任の範囲は、当社または JCOM それぞれの設備とします。なお、利用者は当社または JCOM の設備の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止する必要があることを承諾するものとします。
2. 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者設備とします。

第 28 条 (調査・保安に対する契約者の協力)

利用者は当社の設備設置工事および維持管理に協力するものとします。

第 29 条 (サポート)

1. 利用者が本サービスを利用できない場合は、利用者の設備、利用環境、利用状態に問題がないことを確認の上、当社に申し出ることが出来ます。
2. 前項の申し出に基づき当社は必要な手配等を行う場合があります。但し、利用者の利用環境や利用状態および申し出のあった時間等により対応できない場合や相応の時間を要する場合があります。
3. 利用者の利用環境や利用状態に原因がある場合、並びに当社または JCOM の責めに帰することができない事由により本サービスを利用できない場合、当社はサポートの責を負いません。
4. サポートに要する費用は、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き契約者の負担とします。

第 30 条 (付属品および映像データの管理責任)

1. 付属品として初回到屋外カメラに内蔵される SD カードは JCOM より提供された試供品であり、動作について当社は責任を負いません。また、その所有権は契約者に帰属するものとし、屋外カメラの返却又は交換の際、当社は引き渡しを受けません。
2. 利用者は、本サービスにより SD カードに録画された映像の管理について一切の責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、利用者の責任と判断でこれに対処するものとします。
3. 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、屋外カメラに内蔵される SD

カードの容量に応じて、順次上書きされていくものであることを利用者は予め承諾するものとします。

第 31 条（責任の制限）

本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により契約者が損害を被った場合、本サービスの 1 ヶ月分の月額利用料金を上限として当該損害を補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第 32 条（免責事項）

1. 1 利用者は、本サービスを専ら自らの責任において利用するものとします。当社および JCOM は、利用者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害および損失（利用者のスマートフォン等内に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、スマートフォン等の故障やデータの消失、他の利用者による権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）について、一切責任を負わないものとし、利用者自らの責任において処理することとします。当社および JCOM は以下のいずれに該当する支障に関してもその責を負わないものとします。
 - (1) 当社または JCOM の設備以外の設備等に関連して発生した支障
 - (2) 設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障
 - (3) 天災地変その他当社または JCOM の支配を超える事由によって、契約者の設備または当社または JCOM の設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
 - (4) 契約者の設備の経年劣化等により発生した支障
2. 以下のいずれに該当する場合にも当社および JCOM はその責を負わないものとします。
 - (1) 利用者の責に帰すべき事由により本サービスが停止した場合
 - (2) 利用者が本規約に違反することにより、当社または JCOM が本サービスを停止した場合
 - (3) 利用者の都合により、本サービスを一時停止した場合
 - (4) 第 6 条に基づき当社が設置する防犯カメラ専用機材の故障等、当社または JCOM の都合により、本サービスが停止した場合
3. 当社は、利用者による本サービスの利用及び録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスの内容および利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性のいかなる保証も行わないものとします。
5. 当社は、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害および損失について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性、利用者の特定の目的に合致すること、利用者のスマートフォン等での利用の可否
 - (2) 本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性
 - (3) 本サービスが利用者の目的または要求を満たしていること
 - (4) 本サービスに中断、障害が生じないこと

防犯カメラサービス利用規約

- (5) 本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること
- (6) 本サービスがエラーのないものであること

第 33 条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。

第 34 条（工事請求の不承諾）

当社は、契約者から追加工事・保守工事・移設工事等の請求があった場合に、第 5 条（申込の不承諾）の事由に該当するときは、その請求に応じないことがあります。

第 35 条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。
 - (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
 - (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
 - (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法の如何を問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
 - (4) ホーム防犯カメラアプリを、第三者のスマートフォン等に無断でインストールし、利用すること
 - (5) 本サービスを、利用者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
 - (6) 本サービスを第三者に再承諾すること
 - (7) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為をすること
 - (8) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
 - (9) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
 - (10) ID等を不正に使用しまたは使用させること
 - (11) 虚偽または誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等しまたは登録する行為
 - (12) 他人（他の利用者を含み、以下同様とします。）の名前その他の情報を不正利用する行為
 - (13) 当社または他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
 - (14) 当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
 - (15) 本サービスの運営・提供もしくは他の利用者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
 - (16) 本サービスを商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除きます。）

防犯カメラサービス利用規約

(17) 法令または公序良俗に違反する行為

(18) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為

(19) その他、当社が不適当と判断した内容または行為

2. 利用者は、当社及び JCOM と別段の合意がある場合を除き、JCOM が提供するインターフェース以外の手段で本サービスにアクセスしない(またはアクセスを試みない)ことに同意するものとします。

第 36 条 (違反行為への対応)

1. 当社は、利用者の行為が前条のいずれかに該当する、もしくは本規約に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、事前の通知なしに、本サービスの解除を行うことができるものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社が講じた措置に起因して損害が発生した場合にも結果について、当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。
3. 本条項に利用者が反したことにより当社または第三者に損害を与えた場合、及び当社または第三者と紛争を生じた場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 37 条 (通知、情報の配信等)

1. 当社が利用者に対して通知を行う場合、または本サービスに係る運営上のお知らせ、もしくは利用者にとって当社が有益と考える情報の配信(以下「通知、配信等」といいます。)を行う場合、当社は、本サービスに係る Web サイト上に掲載(当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。)する方法またはアプリケーション上に掲載する方法により、これを行うものとします。
2. 当社は、利用者が本サービスに登録した電子メールアドレス宛に、メールマガジン、アンケートおよびその他の本サービスに係る運営上の告知等のメールを送信することができるものとします。
3. 当社は、本サービス、前項のメール等において、当社および第三者の提供するサービスに関する広告等の情報を掲載(広告等の情報を表示したページにリンクを貼る行為を含みます。)することができるものとします。
4. 当社は、通知、配信等を行う場合、前項に定める方法に加えて、利用者のスマートフォン等の通知枠(notification 枠)上に掲載(当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。)し、または利用者のスマートフォン等にインストールされたアプリケーションより表示されるプッシュ通知(以下「プッシュ通知」といいます。)を送信(当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。)する方法により、これを行うことができるものとします。

第 38 条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、本サービスの提供にあたり取得する利用者に関連する個人情報(デバイス情報や Cookie による取得等を含みます。)について、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、適切に管理致しま

す。また、「個人情報のお取扱い」に基づき適切に取り扱います。

2. 個人情報の登録を拒否することは可能です。ただし、その際には本サービスはご利用出来ませんので、ご了承ください。
3. 当社は、利用者から取得した個人情報（お客さま番号、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、申込日等）を、本サービスを提供する目的の範囲内で JCOM およびその業務委託先に提供します。
4. 当社は、前項に基づき JCOM に提供した個人情報について、JCOM より加工・集計された情報を受領する場合があります。
5. 本条 3 項により JCOM に提供した個人情報は、本サービス提供の為に JCOM より、KDDI 株式会社（東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号ガーデンエアタワー）に対し、その取扱いを委託あるいは第三者提供されます。
6. 当社は、利用者に本サービスを提供する目的の範囲内で、当社の代行業者、および情報処理業者に対して個人情報の取扱いを委託する場合がございます。その場合には、当社の責任で適切な委託先を選定し、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で委託いたします。
7. 当社、個人情報保護方針は、以下に記載する Web サイト上で確認することができます。

【個人情報保護方針】

<https://www.toshima.co.jp/privacy/>

【アプリプラポリはこちら】

<https://www.jcom.co.jp/catv-service/cs/scamera/application-privacy-policy.html>

8. 利用者をご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正または削除を要求する権利があります。開示手続きに関してはこちらまでお問合せください。

【連絡先：豊島ケーブルネットワーク株式会社】

電子メール info@toshima.ne.jp

個人情報保護管理者宛

第 39 条（規約の存続）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

第 40 条（債権の譲渡）

当社は、本規約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡および当社が利用者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 41 条（譲渡禁止）

利用者は、本規約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、又は自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

防犯カメラサービス利用規約

第 4 2 条（合意管轄裁判所）

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 4 3 条（準拠法）

契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

料金表 I

1. 本サービス利用に伴う料金（月額利用料金）

サービス名	提供価格
防犯カメラサービス（1 台目）	2,750 円（税抜 2,500 円）
防犯カメラサービス（2 台目以降、1 台あたり）	2,200 円（税抜 2,000 円）

※本サービスの月額利用料について、屋外カメラを設置した日の属する月の翌月から月額利用料金満額を請求し、解除もしくは解約の場合は、解除もしくは解約する日の属する月までの月額料金満額を請求します。

※ご契約台数は 1 契約あたり 3 台までとなります。

2. 工事価格（引込線の工事を要しない標準工事の場合）

区分	金額
設置工事費（1 台あたり）	10,560 円（税抜 9,600 円）
撤去工事費（出張費含む）	6,864 円（税抜 6,240 円）
2 台目以降の撤去工事費	3,432 円（税抜 3,120 円）

※特殊工事が必要な場合は、追加工事費が発生する場合があります。

※引込工事が必要な場合は、23,760 円（税抜 21,600 円）。引込線撤去が必要な場合は、6,864 円（税抜 6,240 円）。別途、費用が発生します。

※撤去工事費につきましては、24 ヶ月で低減措置を取らせていただきます。

（24 ヶ月以上のご契約の場合は無料）

3. 損害金の額

区分	単位	料金額（不課税）
屋外カメラ	1 台ごとに	15,000 円

※交換工事が必要な場合は、別途、工事費が発生する場合があります。

※料金表 I に定める金額に加算される消費税相当額については、税率が変更となった際は、その時点の税率に基づいて計算し加算されます。